



熊本県公報

第13302号
令和6年(2024年)
2月2日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (//) 2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (//) 3
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (//) 4
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (//) 5
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 6
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… (//) 6
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… (//) 6
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 6
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 7
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (//) 7
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の指定…………… (社会福祉課) 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい者支援課) 8
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の更新…………… (//) 8
- 熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部改正…………… (会計課) 8
- 収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正…………… (//) 8

公 告

- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画課) 8
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 9
- 換地処分…………… (農地整備課) 9
- 熊本県環境影響評価条例に準ずる公聴会の開催…………… (環境保全課) 9
- 換地処分…………… (農地整備課) 12
- 精密万能試験機調達に係る落札者の決定…………… (管理調達課) 13
- 高強度・耐熱樹脂3次元造形システム調達に係る落札者の決定…………… (//) 13
- トリプル四重極型誘導結合プラズマ質量分析計調達に係る落札者の決定…………… (//) 13
- 令和4年度(2022年度)情報公開制度運用状況…………… (県政情報文書課) 14
- 換地処分…………… (農地整備課) 18

登 載 依 頼

- 熊本県警察放置駐車違反管理システム関連機器の賃貸借に係る落札者の決定…………… (警察本部交通指導課) 19
- 熊本県知事選挙における選挙人名簿登録基準日等の決定…………… (選挙管理委員会) 19

告 示

熊本県告示第90号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和6年(2024年)2月2日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年(2024年)2月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	方保田山鹿線	山鹿市方保田字東原 80番2地先から 同所	62.5	防交安 (交通安全)

		65番1地先まで	
2	供用を開始する期日	令和6年(2024年)2月2日	

熊本県告示第91号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和6年(2024年)2月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
矢形川5	御船町田代	別図1のとおり	土石流
矢形川6	御船町田代	別図2のとおり	土石流

（別図1から別図2までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第92号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年(2024年)2月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
二ツ山	御船町田代	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
矢形川2	御船町田代	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり

矢形川3	御船町田代	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
矢形川4	御船町田代	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
長生	御船町田代	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
中畑4	御船町田代	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
三間伏6	御船町田代	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
干無田5	御船町田代	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
九十折2	御船町田代	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
九十折3	御船町田代	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
三間伏7	御船町上野	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
小川野10	御船町七滝	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
小川野11	御船町七滝	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
小川野12	御船町七滝	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
小川野13	御船町七滝	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり

(別図1から別図15までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第93号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月2日

熊本県知事 浦 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大柿2	人吉市中神町	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
大柿3	人吉市中神町	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
段山	人吉市中神町	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
西瀬2	人吉市矢黒町	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
合ノ原2	人吉市瓦屋町 人吉市合ノ原町	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
西間下2	人吉市西間下町	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり

西間下3	人吉市西間上町 人吉市西間下町	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
鹿目	人吉市鹿目町	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり
上永野2	人吉市上永野町	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり
田野	人吉市田野町	別図10のとおり	土石流	別図10のとおり
上永野3	人吉市上永野町	別図11のとおり	土石流	別図11のとおり
広瀬	人吉市木地屋町	別図12のとおり	土石流	別図12のとおり
大畑	人吉市大畑町	別図13のとおり	土石流	別図13のとおり
紫笠4	人吉市大畑町	別図14のとおり	土石流	別図14のとおり

(別図1から別図14までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第94号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
岳本3	球磨村一勝地	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
岳本4	球磨村一勝地	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
俣口3	球磨村一勝地	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
塚ノ丸	球磨村渡	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
上ノ迫川	球磨村渡	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
助川	球磨村三ヶ浦	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
内布A	球磨村渡	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
内布B	球磨村渡	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
栗林A	球磨村渡	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
栗林B	球磨村渡	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
黒白D	球磨村一勝地	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり

黒白E	球磨村一勝地	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
黄槩B	球磨村一勝地	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
松谷A	球磨村三ヶ浦	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
松谷B	球磨村三ヶ浦	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
千津	球磨村三ヶ浦	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
俣口D	球磨村一勝地	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
俣口E	球磨村一勝地	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
俣口F	球磨村一勝地	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
塚/丸A	球磨村渡	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
塚/丸B	球磨村渡	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
塚/丸C	球磨村渡	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり

(別図1から別図22までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第95号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上薮1	球磨村神瀬	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
川島3	球磨村神瀬	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
上原1	球磨村神瀬	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
松野3	球磨村神瀬	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
大瀬2	球磨村大瀬	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
大槻4	球磨村神瀬	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
立野1	球磨村渡	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
松舟3	球磨村一勝地	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり

内布3	球磨村渡	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり
島田3	球磨村渡	別図10のとおり	土石流	別図10のとおり
水篠1	球磨村渡	別図11のとおり	土石流	別図11のとおり
川島4	球磨村神瀬	別図12のとおり	土石流	別図12のとおり

(別図1から別図12までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第96号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和6年(2024年)2月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ミヤマ	ヘルパーステーション ころろ	宇城市松橋町曲野3510番地1	令和6年(2024年)2月1日	訪問介護

熊本県告示第97号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和6年(2024年)2月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人積愛会 天草市倉岳町棚底850番地105	特別養護老人ホーム愛愛園 天草市倉岳町棚底850番地105	431100014	令和6年(2024年)1月24日	介護老人福祉施設

熊本県告示第98号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和6年(2024年)2月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人積愛会 天草市倉岳町棚底850番地105	ショートステイ愛愛園 天草市倉岳町棚底850番地105	431100015	令和6年(2024年)1月24日	短期入所生活介護

熊本県告示第99号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林

にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和6年(2024年)2月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県水俣市宝川内字吐合744番5、字金ヶ鶴986番5、986番7、987番4、988番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字吐合744番5・字金ヶ鶴986番5・987番4・988番(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第100号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和6年(2024年)2月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社誠和	夢(みらい)サポート	菊池市七城町甲佐町302	令和6年(2024年)2月1日	訪問介護

熊本県告示第101号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和6年(2024年)2月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社B I S C U S S	訪問介護ステーションH I B I S U合志	合志市竹迫2290-3	令和6年(2024年)2月1日	訪問介護

熊本県告示第102号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和6年(2024年)2月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問看護)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ももの木訪問看護ステーション	葦北郡芦北町大字田浦町653芦北サテライトオフィス田浦202号室	令和5年(2023年)12月1日

熊本県告示第103号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
自遊苑 合志市幾久富1647-62	株式会社 Lily 菊池市泗水町亀尾2726番地1 木永 みわ	共同生活援助	令和6年（2024年）2月1日

熊本県告示第104号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
公立菊池養生園診療所 菊池市泗水町吉富2193番地1	令和6年（2024年）2月1日
きりん薬局 西間店 人吉市西間上町今宮2582	令和6年（2024年）2月1日

熊本県告示第105号

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。
令和6年2月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領
熊本県収納代理金融機関事務取扱要領（昭和60年熊本県告示第271号の11）の一部を次のように改正する。

別表第1 肥後銀行山鹿支店の項の次に次のように加える。

肥後銀行菊陽支店	九州労働金庫菊池支店
----------	------------

別表第1 肥後銀行菊池支店の項を削る。

附 則

この要領は、令和6年3月1日から施行する。

熊本県告示第106号

昭和47年3月31日熊本県告示第243号の5（収納代理金融機関の名称及び位置）の一部を次のように改正し、令和6年2月2日から施行する。

令和6年2月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

表1 九州労働金庫菊池支店の項中「菊池市隈府867番地3」を「菊池郡菊陽町津久礼158番地9」に改める。

公 告

熊本県公告第77号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営竜北地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和6年（2024年）2月2日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営竜北地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間
令和6年（2024年）2月5日から令和6年（2024年）3月5日まで
- 縦覧場所
氷川町役場

熊本県公告第78号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法律第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和6年（2024年）2月2日

熊本県知事 蒲島 郁夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥 第145 3号	混合有機質肥料	混合有機T3号	窒素全量： 2.0 りん酸全量： 3.0 加里全量： 1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	株式会社生科研 熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子3番地4	令和12年 (2030年)3月6日

熊本県公告第79号

県営扇崎・大野下地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

令和6年（2024年）2月2日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県公告第80号

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）第19条第1項の規定に準じて公聴会を開催するので、熊本県環境影響評価条例施行規則（平成12年熊本県規則第56号）第23条第1項の規定に準じて次のとおり公告する。

令和6年（2024年）2月2日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 事業者の氏名及び住所
(1) 氏名 国土交通省九州地方整備局 局長 森戸 義貴
(2) 住所 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎
- 対象事業の名称、種類及び規模
(1) 名称 川辺川ダム建設事業
(2) 種類 国土交通省九州地方整備局が行うダム新築事業
(3) 規模 貯水面積391ha
- 対象事業実施区域の位置
球磨川水系川辺川の熊本県球磨郡相良村から五木村
- 公聴会の開催を予定する日時及び場所
(1) 第一日目
ア A会場
日時 令和6年（2024年）3月4日（月）午前10時から午後8時まで
場所 五木村役場 大会議室（熊本県球磨郡五木村甲2672番地7）
イ B会場
日時 令和6年（2024年）3月4日（月）午前10時から午後5時まで
場所 相良村総合体育館 第2・3研修室（熊本県球磨郡相良村大字深水2493番地1）
(2) 第二日目
ア C会場
日時 令和6年（2024年）3月5日（火）午前10時から午後10時まで
場所 人吉市カルチャーパレス 小ホール（熊本県人吉市下城本町1578-1）
イ D1会場
日時 令和6年（2024年）3月5日（火）午前10時から正午まで
場所 桜十字ホールやつしろ 大会議室A・B（熊本県八代市新町5-20）
ウ D2会場
日時 令和6年（2024年）3月5日（火）午後0時40分から午後10時まで

- で
場所 桜十字ホールやつしろ 多目的ホール（熊本県八代市新町5-20）
- 5 公聴会において意見を聴こうとする事項
「川辺川の流水型ダムに関する環境影響評価準備レポート」に係る環境の保全の見地からの意見
- 6 公述の申出に関する事項
公聴会において意見を述べようとする者（以下「公述人」という。）は、令和6年（2024年）2月19日（月）まで（必着）に、次に掲げる事項を記載した知事宛ての書面（以下「公述申出書」という。別添様式を参照のこと。）を提出するものとする。
(1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公述人の氏名及び職名。氏名又は名称には振り仮名を付けること。）
(2) 連絡先の電話番号
(3) 対象事業の名称
(4) 環境の保全の見地からの意見の要旨（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）
(5) 公述を希望する会場及びその時間帯（希望順位1位及び2位の会場を記載する。）
- 7 公述申出書の提出先
〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班
封筒に「公述申出書在中」朱書きすること。
- 8 公述に関する注意事項
(1) 公述の順番は、公述申出書の受付順とする。また、公述は一人につき一つの会場及びその時間帯とする。
(2) 公聴会の会場及び開催時間について、公述人数の状況に応じて変更する場合がある。
(3) 公述の会場及び時刻については、あらかじめ公述人に通知する。
(4) 公述時間（公述人が意見を述べる時間）については、一人につき10分程度を予定している。（公述人が多数あるときその他公聴会の目的を達成するために必要と認めるときは、公述時間を定めるものとし、あらかじめ公述人に通知する。）
(5) 公述人は、日本語により陳述するものとする。
(6) 公述人は、公聴会に自ら出席して意見を述べるものとする。
(7) 公聴会において発言できる者は、公述人に限るものとし、その発言は、前記5の範囲を超えてはならない。
(8) 対象事業の内容や準備レポートについて県又は事業者からの説明・質疑応答は行わない。
- 9 傍聴について
傍聴を希望する者は、公聴会の開催会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。なお、各会場の傍聴席には限りがあるため、入場は受付順とする。
なお、開催場所の駐車場に限りがあるため、できるだけ公共交通機関を利用すること。
- 10 開催の中止等について
・前記6の公述の申出がない場合は、開催を中止する。
・開催する場合であっても、前記6の公述の申出において希望がなかった会場及びその時間帯では傍聴の受付を行わない。
- 11 問合せ先
熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班
電話番号 096-333-2268

別 紙 様 式

公 述 申 出 書

公聴会において環境保全の見地からの意見を述べたいので、熊本県環境影響評価条例施行規則第24条第1項の規定に準じ、次のとおり申し出ます。

令和 年 月 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫 様

□ 公 述 申 出 者

住 所

ふりがな

氏 名

連絡先

(公述申出者の住所、氏名、連絡先は、事前に開催時間等をお知らせする必要がありますので、必ず記載してください。また、法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び職名を記載してください。)

□ 公 述 を 希 望 す る 会 場

(希望する会場を2つまで選んでいただき、希望順位「1」及び「2」を下表の欄に記入してください。※公述していただく会場は御一人様につき一つの会場のみです。御一人で複数の公述申込みをされても一つの会場に限らせていただきます。なお、公述人数の状況に応じて、会場及び開催時間を変更する場合があります。)

A 会場 3/4	10:00～12:00	
	12:40～18:00	
	18:10～20:00	

B 会場 3/4	10:00～12:00	
	12:40～17:00	

C 会場 3/5	10:00～12:00	
	12:40～18:00	
	18:10～22:00	

D 1 会場	10:00～12:00	
D 2 会場	12:40～18:00	
3/5	18:10～22:00	

□ 対 象 事 業 の 名 称 「川辺川ダム建設事業」

□ 意 見 (公 述) の 要 旨

(準備レポートについての環境保全の見地からの意見について、項目ごとにその理由も含め、具体的に整理して、記載してください。※公聴会は説明会ではありません。県や事業者から説明や質疑応答、御意見に対する回答は行いません。また、公聴会は「意見書の提出」ではなく「会場で公述」していただくものです。なお、公述時間は御一人様10分程

熊本県公告第82号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。
令和6年（2024年）2月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
精密万能試験機 発注仕様書のとおり
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年（2024年）1月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社イケダ科学
熊本市東区錦ヶ丘16番7号
- 5 落札金額
36,300,000円（うち消費税及び地方消費税の額3,300,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和5年（2023年）11月17日

熊本県公告第83号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。
令和6年（2024年）2月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
高強度・耐熱樹脂3次元造形システム 発注仕様書のとおり
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年（2024年）1月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
リコージャパン株式会社デジタルサービス営業本部熊本支社熊本第二営業部
熊本市東区下南部三丁目10-32
- 5 落札金額
57,860,000円（うち消費税及び地方消費税の額5,260,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和5年（2023年）11月24日

熊本県公告第84号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。
令和6年（2024年）2月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
トリプル四重極型誘導結合プラズマ質量分析計 発注仕様書のとおり
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年（2024年）1月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
西川計測株式会社西九州支店熊本営業所
熊本市中央区辛島町5-1

- 5 落札金額
67,430,000円(うち消費税及び地方消費税の額6,130,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和5年(2023年)11月24日

熊本県公告第85号

熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)第36条及び審議会等の会議の公開に関する指針(平成10年熊本県告示第826号)第7(2)の規定により、令和4年度(2022年度)における同条例及び同指針の運用状況を次のとおり公表する。
令和6年(2024年)2月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

令和4年度(2022年度)情報公開条例の運用状況

1 行政文書開示請求等に対する決定等の状況

令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日までの1年間に受理した開示請求及び開示申出にかかる決定等の状況は次のとおりである。

(単位:件)

区 分	開示請求・開示申出 に対する決定等件数	開示請求・開示申出に対する決定等の内容					
		全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	処理中
開示請求	627 (689)	187 (290)	248 (163)	12 (18)	77 (90)	103 (125)	0 (3)
開示申出	17 (25)	5 (5)	2 (11)	0 (0)	4 (3)	6 (6)	0 (0)
合 計	644 (714)	192 (295)	250 (174)	12 (18)	81 (93)	109 (131)	0 (3)

- * ()内の数字は、令和3年度(2021年度)の状況。
- * 「開示申出」とは、条例では開示請求の対象となっていない条例施行前の文書などについて、任意的開示を求める申出をいう。
- * 「全部開示」とは、開示請求・開示申出に係る行政文書の全部を開示すると決定したもの。
- * 「部分開示」とは、開示請求・開示申出に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合に、その不開示情報部分を除いた部分を開示すると決定したもの。
- * 「不開示」とは、開示請求・開示申出に係る行政文書の全部を開示しないと決定したもの。
- * 「不存在」とは、開示請求・開示申出に係る行政文書を保有していないため、不存在による不開示と決定したもの。
- * 「取下げ」とは、開示請求・開示申出に係る行政文書が一般に情報提供されている資料である場合等に、請求者が請求を取り下げたもの。
- * 「処理中」とは、令和4年度(2022年度)に受理した開示請求・開示申出のうち、運用状況の公表日現在も処理が継続しており、未決定のもの。

2 行政文書開示請求等に対する実施機関別の決定等の状況

(単位:件)

実施機関名	区分	開示請求に対する決定等件数		開示請求に対する決定等の内容						開示申出に対する決定等の内容					
		全部開示	部分開示	全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	処理中	全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	処理中
知事公室		2	1	1											
総務部		35	15	11	3	6				2					
企画振興部		5	1	3		1									
健康福祉部		85	15	28	1	12	29			6	2	1	2	1	
環境生活部		27		11	1	7	8			1					1
商工労働部		19	4	12		2	1								
観光戦略部		5		5											
農林水産部		61	19	21	2	11	8			1					1
土木部		81	42	10		4	25			2					2
出納局		1					1								
企業局		1					1								
地域振興局		176	55	86	3	19	13			3					1
小計		498	152	188	7	58	93			15	5	2	2	6	
議会		7	5	1		1									
教育委員会		34	8	13	1	6	6								
選挙管理委員会		7	6			1									
人事委員会		1	1												
監査委員															
公安委員会															
警察本部長		78	14	45	4	12	3								
労働委員会															
収用委員会															
熊本県有明海区漁業調整委員会															
天草不知火海区漁業調整委員会															
内水面漁場管理委員会															
病院事業の管理者		1		1										2	
公立大学法人熊本県立大学															
熊本県道路公社		1	1												
合計		627	187	248	12	77	103			17	5	2	4	6	

3 行政文書開示請求に対する決定についての行政不服審査法による不服申立ての状況

(単位:件)

不服申立ての件数		申立てに対する決定等の内容 (令和4年度(2022年度)中の決定等)					
令和3年度 (2021年度)末現在 審理継続中のもの	令和4年度 (2022年度)中の 申立て	決 定				取下げ	令和4年度 (2022年度)末現在 未決定のもの
		却下	棄却	一部認容	認容		
79件(7人)	5件(4人)	0	4	2	0	0	80件(5人)

4 情報プラザにおける情報提供の状況

行政資料のコピーサービス利用状況	件数	861 件
	枚数	40,153 枚
行政資料の有償頒布の状況	件数	337 件
	冊数	463 冊

5 審議会等の公開の状況

(1) 審議会等の公開・非公開についての方針の決定状況

指針※の対象となる 審議会等の総数	方針の決定状況			
	公開	一部公開	非公開	未決定
152	65	41	37	9
(162)	(71)	(41)	(41)	(9)

※…「審議会等の会議の公開に関する指針」

(2) 会議の公開の状況

① 令和4年度(2022年度)に会議を開いた審議会等の数 113 (111)

② ①の開催回数及び公開状況

開催回数	公開	一部公開	非公開	開催したうち 現地審議等を行ったもの
482回	112回	29回	341回	0回
(469)	(81)	(23)	(365)	(0)

③ 公開又は一部公開した会議の傍聴人数 82人(25人)

* 「審議会等」とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、県の事務について調停、審査、審議又は調査等を行うために設置された附属機関及びこれに類するものをいう。

* ()内の数字は、令和3年度(2021年度)の状況。

熊本県公告第86号

県営芦水地区(横手換地区)土地改良事業(区画整理)施行に係る換地処分を行った。

令和6年(2024年)2月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

登載依頼

熊本県警察本部公告第1号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年（2024年）2月2日

熊本県警察本部長 宮内 彰久

- 1 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
熊本県警察放置駐車違反管理システム関連機器賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部交通部交通指導課
- 3 落札者を決定した日
令和5年（2023年）11月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
熊本市中央区水道町8番6号
NECキャピタルソリューション株式会社熊本営業所
- 5 落札金額（月額）
889,680円（うち消費税及び地方消費税の額80,880円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和5年（2023年）10月17日

熊本県選挙管理委員会告示第3号

令和6年3月24日執行（予定）熊本県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定に基づき行う選挙人名簿の登録基準日等は、次のとおりである。

令和6年（2024年）2月2日

熊本県選挙管理委員会委員長 松永 榮治

- 1 被登録資格の
決定の基準日 令和6年（2024年）3月6日
（ただし、年齢については令和6年3月24日）
- 2 登録日 令和6年（2024年）3月6日